

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 463

事務事業名	建築確認申請審査事務事業
-------	--------------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	都市整備部		
課名	建築住宅課		
課長名	藤本 圭	内線	444
担当者名	木村 秀樹	内線	484

基本目標		機能的で環境と調和したまち
政策	050301	快適で暮らしやすい都市環境の整備
施策		住環境の整備
関連施策		

会計	一般会計	
款	8	土木費
項	1	土木管理費
目	2	建築指導費
事業コード	020000	

事業類型	1	ソフト事業(義務)
個別計画		
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者)	建築物等の建築主		
誰(何)に対して事業を行うか			
意図	建築確認申請審査等の地域に密着した事務を市が行うことにより、建築確認申請等の事務処理期間の短縮や違反建築物の処理又は建築相談等に対する迅速な対応など、住民サービスの向上が図られる。		
対象をどのような状態にしたいか			
事業概要	建築基準法に基づく建築物等の確認及び検査の申請に対する審査業務		
意図を達成するために実施することは何か			
事業期間	平成 20 年度 ~ 平成 年度	実施方法	直営
根拠法令、要綱等			
国・県補助事業に係る本市単独施策	無		

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
活動指標	① 確認申請件数	計画値	342	338	272	305	
		実績値	335	272	305		
	達成度	%	98.0%	80.5%	112.1%		
	② 完了検査申請件数	計画値	293	319	262	275	
実績値		336	262	275			
達成度	%	114.7%	82.1%	105.0%			
成果指標	① 完了検査申請率	計画値	95	95	97	97	
		実績値	94.7	96.7	95.9		
	達成度	%	99.7%	101.8%	98.9%		
	②	計画値					
実績値							
達成度	%						

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	1,819	1,704	1,809	2,200	2,251	2,251	2,251	0
国庫支出金								
県支出金	52	52	52	52				
地方債								
その他	1,767	1,652	1,757	2,148	2,251	2,251	2,251	
一般財源								
② 人件費(千円)	39,211	34,679	29,227	35,766	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	4.40	4.20	3.65	4.35	限定特定行政庁の運営・管理	限定特定行政庁の運営・管理	限定特定行政庁の運営・管理	
時間外勤務(時間)	1382	730	1048	1280				
嘱託等人数(人)	0.80	0.80	0.75	0.85				
フルコスト(①+②千円)	41,030	36,383	31,036	37,966				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

事業の進捗状況 昨年度の評価から、どのような取組をしましたか(昨年度の【ACTION】の改善・改革の進捗等)	平成25年度 確認申請件数(実績値) 335件 完了検査申請件数(実績値) 336件 平成26年度 確認申請件数(実績値) 272件 完了検査申請件数(実績値) 262件 平成27年度 確認申請件数(実績値) 305件 完了検査申請件数(実績値) 275件
事業が抱える問題・課題等	

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
有効性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
効率性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり		該当なし	
		法に基づいた審査業務であり、他の自治体と比較しても少人数で対応するなど、経費の縮減に努めている。					
	【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり		該当なし	
		審査業務は、県内の他市の状況を参考に適正な手数料を徴収している。					

※事業類型が1～3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

【ACTION(改善・改革)】

今後の方向性
 現状維持

内容 今後の方向性のもとで、どのような取組をするか(課題や問題点等に対する取組など)	建築確認申請の審査業務は、法に基づいた審査業務である。良好な住環境の整備、魅力ある市街地の形成を図るため、現状維持とする。
効果 事業の改善・改革によって期待される効果は何か	

1次評価	今後の方向性	担当者意見のとおり		2次評価	対象外	今後の方向性	
	終期設定				終期設定		
	意見等	安全・安心な建築物等の形成に寄与できる。			内容		

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。